

# 大玉村デマンド交通A I システム導入業務委託 公募型プロポーザル実施要綱

令和6年7月5日  
大玉村

## 1 目的

本村は、村内全域をカバーする公共交通として「デマンド型乗合タクシー」を運行しているが、予約受付はオペレーターへの電話予約のみとしており、運行管理はエクセルなどアナログな手法であるため、予約は平日日中のみに限られることや、配車がオペレーター及び運転手の技量に委ねられている状況にある。

このような中、WEB予約等による利便性の向上及び運行ルートや配車の自動計算による効率的な運営を図るため、AIを活用した予約配車システムを導入する。

## 2 業務概要

### (1) 業務名称

大玉村デマンド交通A I システム導入業務委託

### (2) 業務内容

別紙「大玉村デマンド交通A I システム導入業務委託仕様書」のとおり。

詳細な仕様は、プロポーザルにて決定した受託候補者と本村の協議により調整し、決定することとする。

### (3) 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

### (4) 委託料

契約限度額 6,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 プロポーザルに係る事項

### (1) 実施形式

公募型プロポーザル

### (2) 審査方法

審査は、本村職員及び運行事業者で構成する「大玉村デマンド交通A I システム導入業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が、提出書類及びプレゼンテーションの審査を経て最適な受託候補者を選定するものとする。

### (3) 参加資格

以下の要件をすべて満たすものとする。（ただし、共同企業体である場合、代表構成員は以下の要件全てを満たすものとし、その他の構成員は下記エを除くすべてを満たすものとする。また、共同企業体協定書を取り交わしていること）

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 破産法（平成16年法律第75号）、会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続き開始の申立中又は更生手続き中ではないこと。
- ウ 大玉村から指名停止措置等を受けていないこと。
- エ 令和元年度から令和5年度まで（過去5年以内）に国又は地方公共団体の発注する同種又は類似業務について元請けとして完了した実績を有すること。
- オ 本業務の実施にあたり、大玉村との連絡調整・打合せ等が適切に対処できる者であること。
- カ 大玉村内で行うプレゼンテーション審査に参加できる者であること。

#### (4) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、最適な受託候補者を選定するため、本業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、具体的な成果品の作成や提出を求めるものではない。本業務は、契約締結後に企画提案書に記載された内容を反映しつつ、発注者と協議のうえ着手するものとする。

#### (5) 事務局

大玉村役場 政策推進課 企画係

〒969-1392 福島県安達郡大玉村玉井字星内 70

電話：0243-24-8136（直通） FAX：0243-48-3137

E-mail: kikaku@vill.otama.fukushima.jp

## 4 プロポーザルの日程

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| (1) プロポーザル実施要綱等の配付    | 令和6年7月 5日（金） |
| (2) プロポーザルに係る質問書の提出期限 | 令和6年7月12日（金） |
| (3) 質問に対する回答          | 令和6年7月17日（水） |
| (4) 参加申込書等の提出期限       | 令和6年7月19日（金） |
| (5) 参加審査結果通知          | 令和6年7月24日（水） |
| (6) 企画提案書等の提出期限       | 令和6年8月 2日（金） |
| (7) 第1次審査結果通知         | 令和6年8月上旬（予定） |
| (8) 第2次審査実施           | 令和6年8月中旬（予定） |
| (9) 第2次審査結果通知         | 令和6年8月下旬（予定） |

## 5 プロポーザルの事務手順

- (1) プロポーザル実施要綱等の配付
  - ア 配付期間

令和6年7月5日（金）から令和6年7月19日（金）まで

イ 配付場所

事務局の窓口又は本村公式ウェブサイトからダウンロードすること。

なお、事務局での配付は午前9時から午後4時まで（土曜、日曜及び祝日は除く。）とする。

ウ 配付書類

（ア）大玉村デマンド交通A I システム導入業務委託プロポーザル実施要綱

（イ）様式集

（ウ）大玉村デマンド交通A I システム導入業務委託仕様書

（エ）大玉村デマンド型乗合タクシー運行要綱

（オ）大玉村デマンド型乗合タクシー概要

（2）参加申込書の受付・審査

ア プロポーザル参加希望者は、次のとおり参加申込書等を提出すること。

（ア）提出書類

①参加申込書（様式1）

②企業概要書（様式2）

③納税証明書（その3の3） ※取得から3か月以内の写し

④履歴事項全部証明書 ※取得から3か月以内の写し

⑤業務委託共同企業体協定書（様式3） ※共同企業体で参加する場合のみ

（ア）提出先

事務局

（イ）提出期限

令和6年7月19日（金）午後4時必着

（ウ）提出方法

持参、簡易書留郵便による郵送又は電子メールとする。ただし、持参の場合は午前9時から午後4時まで（土曜、日曜及び祝日は除く。）とする。

イ 参加審査結果通知

令和6年7月24日（水）までに、すべての申込者へ個別の結果を通知する。

なお、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和6年7月19日（金）までに、任意様式で「辞退届」を提出すること。

（3）質疑応答

ア このプロポーザル等に関する質問は、次により電子メールで受け付ける。

（ア）受付期限

令和6年7月12日（金）午後4時まで

（イ）電子メールの件名

「プロポーザルに関する質問」とすること。

(ウ) 提出方法

質問書（様式4）に記載し、電子メールに添付して提出すること。

(エ) 提出先

E-mail : kikaku@vill.otama.fukushima.jp

(オ) 質問に対する回答

回答は、令和6年7月17日(水)までに本村公式ウェブサイトへ掲載する。

なお、この回答は、本要綱と同等の効力が生じるものとする。

(4) 企画提案書等の提出

ア 参加表明書を提出した事業者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(ア) 企画提案提出書（様式5）

(イ) 企画提案書（任意様式）※次の内容について、明瞭に記載すること。

- ①事業実施方針
- ②企画提案
- ③事業の実施体制
- ④事業実施のスケジュール

(ウ) 業務実績書（様式6）

(エ) 業務参考見積書（消費税及び地方消費税を含む。）

※次の内容について、内訳が分かるように見積もること。

なお、①と②の合計額が契約限度額（6,000千円）以内であること。

- ①システム導入に係る初期費用
- ②初年度（令和6年10月1日～令和7年3月31日まで）のシステム運用に係る費用
- ③次年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日まで）のシステム運用に係る費用

イ 提出部数（左綴じA4版とすること。）

(ア) ア（ア）の提出書1部にア（イ）から（エ）の書類を順番にそれぞれ7部揃え、左部上部を1点クリップ止めとし、提出すること。

(イ) A3版の様式については、A4版に折って綴じること。

ウ 提出期限

令和6年8月2日（金）午後4時まで

エ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便とし期限までに到着するよう発送すること。）

(5) 審査

ア 第1次審査（書類審査）

(ア) 提出された企画提案書等を、審査項目及び配点に基づき審査し、高い得点

を得た順に、上位5者までを次の第2次審査の対象とする。複数の事業者が同得点の場合は、評価項目のうち「提案内容」の得点が高いものを上位者とする。

ただし、プロポーザルの参加者が5者以下の場合は、第1次審査を省略し、全ての参加者について第2次審査による審査を実施する。

#### イ 第2次審査（プレゼンテーション審査）

（ア）第1次審査により選考された事業者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションを実施し、審査項目及び配点に基づき審査し、最高得点を得た事業者を契約候補とする。ただし、審査委員会総得点が満点の6割以上でなければならないものとし、プロポーザルの参加者が1者の場合も審査を行う。複数の事業者が同得点の場合は、評価項目のうち「提案内容」の得点が高いものを上位者とする。

#### （イ）プレゼンテーションの日時及び場所

①時間 令和6年8月中旬の指定する日時

②場所 大玉村役場内の指定する会議室

なお、時間・場所・詳細については、対象事業者へ後日別途通知する。

#### （ウ）プレゼンテーションの内容等

①企画提案書の内容についてプレゼンテーション及び審査委員会委員からの質疑応答とする。

②会場への入場者は、3名以内とし、プレゼンテーションの時間は20分以内、その後の質疑応答は10分程度とする。

③プレゼンテーションの順番は参加申込書の受付順に行う。

④プレゼンテーションは非公開とする。

⑤説明者はパソコン、プロジェクター等を持参し、説明に使用することができる。（本村では電源及びスクリーン以外の用意は行わない。）

⑥使用する説明資料は事前に提出された企画提案書の内容のみとし、資料の追加配布や差し替えは認めない。

#### （6）審査結果の発表

##### ア 第1次審査（書類審査）

参加表明者が5者を超え、第1次審査を実施した場合、令和6年8月上旬に参加者全員に通知する。なお、電話、電子メール等による結果の問い合わせには、一切応じない。

##### イ 第2次審査（プレゼンテーション）

審査の実施日から1週間後を目安に、すべての参加者に書面により通知する。なお、電話、電子メール等による結果の問い合わせには、一切応じない。

#### （7）評価基準

評価項目、審査内容、配点については、別紙のとおりとする。

## 6 経費の負担

参加表明書及びプロポーザルの作成に要した費用、旅費その他プロポーザルの参加に要した一切の経費は、参加者の負担とする。

## 7 契約

審査により決定した受託候補者を本業務の随意契約に係る見積徴取の相手方とするものとし、詳細な業務内容及び契約条件について、発注者と協議・合意したのちに委託契約を締結する。

ただし、受託候補者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となった場合については、次点者を見積書徴取の相手方とするものとする。

なお、契約締結時までに、大玉村建設工事等入札参加資格制限措置要領の規定に基づく入札参加資格制限を受けた場合は、契約を締結しないこととし、この場合、大玉村は一切の損害賠償の責を負わないものとする。

## 8 その他

### (1) 失格

- ア 提出書類に虚偽の記載をした者
- イ プロポーザル実施要綱で与えられた諸条件に違反した者
- ウ プロポーザル実施要綱に定める手続き以外で、審査委員又は関係者から直接又は間接を問わず、本プロポーザルに関する連絡を求めた者、若しくは援助を受けた者

### (2) その他

- ア 本提案において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法によるものとする。
- イ 提出書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しない。
- エ 電子メール等の通信事故については、本村はいかなる責任も負わない。
- オ 審査結果については、審査内容に関する問い合わせ、異議申立て等には一切応じない。

(別紙) 評価項目及び配点

評価項目	審査内容	配点
企画提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の趣旨を理解し、具体的で実効性のある提案がなされているか。(10点)</li> <li>・利用者登録及や予約等の方法及びA Iによる効率的な配車等、利用者にとって利便性の高いシステムとなっているか。(10点)</li> <li>・予約受付や配車指示及び予約者、運行経路確認の方法等、運行事業者にとって利便性の高いシステムとなっているか。(10点)</li> <li>・今後の運用によりシステムの設定変更が必要となった場合に容易に対応でき、柔軟性の高いシステムとなっているか。(10点)</li> <li>・独自のノウハウや知識を活かした創意工夫による効果が見込め、本村の公共交通の発展的な将来性が期待できるか。(10点)</li> </ul>	50
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の実施体制・担当者の配置状況が的確かつ適正であり、緊急時に運行事業者等への迅速なサポートが可能であるか。</li> </ul>	10
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妥当かつ具体的なスケジュールが示され、柔軟な調整が可能なものとなっているか。</li> </ul>	10
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に同種又は類似した業務についての実績があるか。</li> </ul>	10
参考見積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積算の内訳が示され、提案された内容に見合った適正な見積もりとなっているか。</li> <li>・他の提案価格との比較において優位性があるか。</li> </ul>	20
合 計		100